

多可町選挙管理委員会 告示第 28 号

公職選挙法第 194 条第 1 項及び同条第 2 項並びに公職選挙法施行令第 127 条第 1 項の規定による令和 7 年 11 月 9 日執行の多可町長選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりであるので、同法第 196 条の規定に基づき、告示する。

令和 7 年 11 月 4 日

多可町選挙管理委員会
委員長 野村



候補者一人につき 3, 0 4 4, 0 5 0 円